

資源エネルギー総合保険の改正に係る Q&A

Q1 今回の改正で、どのような案件が新たに資源エネルギー総合保険の対象になりますか。

A1 これまでは、鉱物資源・エネルギー資源（以下、「資源エネルギー」）の本邦への引取案件（以下、「本邦引取案件」）のみを対象としていましたが、本邦引取案件以外でも、本邦事業者が第三国向け販売のため引取を行う場合、本邦事業者が資源エネルギーに関する権益を取得する場合、資源エネルギーの取引のために利用する関連インフラの整備を行う場合であって、本邦の資源エネルギーの安定供給確保に資すると評価できる案件が対象になります。

Q2 どのような要件を満たせば、「本邦の資源エネルギーの安定供給確保に資する案件」と判断されるのですか。

A2 「本邦の資源エネルギーの安定供給確保に資する案件」とは、本邦引取案件の他、資源エネルギーの引取、権益取得又は関連インフラ整備に係る案件のうち、本邦から当該資源エネルギーの引き合いを受けた場合に、本邦に振り向けられる蓋然性が高いと判断できる案件をいいます。

具体的例として、

- 本邦から引き合いがある場合に、積極的に本邦に供給を振り向ける旨の本邦事業者（直接引取者、権益取得者又は出資者等）の意向が確認できる案件
- 東・東南アジアにおける LNG 受け入れターミナル案件等が挙げられます。

Q3 これまでどおり、エスクロウ口座の開設は必要ですか。

A3 必要になります。資源エネルギー総合保険は、先進国におけるエスクロウ口座の開設により事業地国における外貨送金リスク等が大幅に低減されることから、通常の海外事業資金貸付保険と比べ保険料率を低く設定しています。今般の改正においても、当該要件に変更ありません。

[2020年2月追記] エスクロウ口座が開設されない場合であっても、資源エネルギー総合保険の対象とする制度改正を2019年10月に行っています。

詳細はこちらをご覧ください。<https://www.nexi.go.jp/topics/system/2019091802.html>

以上